

TAX NEWS LETTER

いつもお世話になっております。

寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。
お風邪など召しませぬようお気を付けください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 保険料控除証明書を電子データで取得する方法
2. 税務カレンダー（2021年2月の税務）
3. 従業員の雇用を守る「雇用シェア」制度
4. 確定申告情報
～税制改正～
～医療費控除～
～医療費控除のQ&A～

保険料控除証明書を電子データで取得する方法

◆政府の旗振りで年末調整もオール電子化？

平成30年度税制改正により、令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるよう手当されたことなどを受けて、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施されています。

たしかに、電子化されれば、従業員は控除証明書等をデータで取得し、保険料控除等申告書もデータで作成して自動計算され間違いがなくなる、勤務先においてもデータをもとに年税額を自動計算し、データの紙保管も不要となる等、良いことづくめです。はたして、現状はどうでしょうか？

◆保険会社側の電子データ提供の状況（8社）

11月末日の時点で、保険会社からの保険料控除証明書の電子提供は、8社から行われています。9月23日現在42社ある保険会社のうちの8社ですから、大手で提供があるとはいえ、まだまだカバーできていません。加入する保険会社が未対応ですと、後述する他の準備は万全でも、電子データでの資料準備はかなわないこととなります。

◆従業員側の電子データ取得の環境準備

保険会社から控除証明書を電子データで受け取るには、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを使わなければなりません。手順は下記の通りです。

（1）マイナンバーカードの取得

マイナポータル利用のためには、マイナンバーカードの取得が必須です。顔写真を撮影し、交付申請をして、市区町村が交付通知書を発送するまで、概ね1か月程度かかっており、ここが一番のハードルかもしれません。特別定額給付金（10万円）申請等ですでにマイナンバーカードを取得済みの方は、すぐに（2）に着手できます。

（2）マイナポータルの利用

他のサイトをマイナポータルと一体的に使えるようになる「もっとつながる」から、「e-私書箱（野村総合研究所）」とつながり、「つながる」サービスで、保険会社から保険料控除証明書の電子データを手取できるようになります。自身が加入している保険会社の対応が終わってれば、いままでのはがき等の紙の証明書から電子データに移行できます（勤務先での電子対応が大前提）。

少し前まで、国が、キャッシュレス化推進やマイナンバーカード取得とマイナポータル利用促進のキャンペーンを行っていましたので、環境が整っている方は意外と多いかもしれません。踏み出してみましよう。

2021年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月1日

- 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分贈与税の申告
(申告期間:2月1日から3月15日まで)
- 前年分所得税の確定申告
(申告期間:2月16日から3月15日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

従業員の雇用を守る「雇用シェア」制度

◆無料の出向マッチングで雇用維持

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が「感染症の影響で従業員の仕事がない。雇用を維持するために一時的に他社で働いてほしい」と思っても提携先を自社で探すのは難しいですね。一方で「感染症の影響で人手不足が加速している。人員の確保が急務」な企業もあります。雇用過剰と人手不足の企業との間で「雇用シェア」ができれば失業せず労働移動ができますね。

そのような時は、公益財団法人 産業雇用安定センターの「在籍型出向制度」を活用することができます。企業間を取り持つ産業雇用安定センターは企業間の出向や移籍の支援マッチングを無料で行っています。

例えば送出ニーズの高い業界団体(感染症の影響により雇用維持に苦慮する業界)、ホテル・旅館業・観光バス・飲食店・アパレル・雑貨小売店・食品製造業等から、受け入れニーズの高い業界団体(感染症の影響により人手不足が生じている業界)、陸上貨物運送業、スーパーマーケット、ホームセンター、IT企業、倉庫業等に人材を送り、双方のメリットを生かします。

◆雇用シェアを活用し助成金を使えることも

- 雇用調整助成金の対象の「出向」とは、
- ①雇用調整を目的とする出向……経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ることを目的に行う出向
 - ②雇用維持を図るための助成……出向後は元の事業所に戻って働くことを予定していることが前提

◆出向の場合の助成額

- 出向元が出向労働者の賃金の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率(中小企業3分の2)を乗じた額
- イ、出向元の出向労働者の賃金に対する負担額
 - ロ、出向前の通常賃金の2分の1
 - ハ、8,370円×330/365×対象日数上限

出向元と出向先の間で出向期間、処遇、賃金負担割合等取り決めを行い、出向労働者には出向前に支払っていた賃金と両方合わせて概ね同額を支払うことが必要です。



所得税の確定申告時期となりました。

還付申告は既に1月から始まっていますが、納付額のある人については、2月16日～3月17日までとなります。

申告に必要な資料等をご準備ください。

～税制改正～

- ・給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。
- ・給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- ・子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。
- ・公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
- ・公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。
- ・基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。
- ・65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額35万円）が創設されました。
- ・上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。
- ・新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

～医療費控除～

自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

医療費控除の対象となる要件

- 納税者が、自分自身又は自分と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費であること。

医療費控除の対象となる

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。

(実際に支払った医療費の合計額－イの金額)－ロの金額

イ 保険金などで補てんされる金額

(例)生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金など

ロ 10万円

(注)その年の所得金額の合計額が200万円未満の人はその5%の金額

医療費控除を受けるには？

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出してください。

その際、医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などについては、確定申告書に添付するか、提示してください。

また、給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)も付けてください。

～医療費控除のQ&A～

Q：白内障の患者が視機能回復のために購入した眼鏡の購入費用は、医療費控除の対象となりますか。

A：医療費控除の対象となります。

医師の治療を受けるため直接必要なものであれば、眼鏡の購入費用も、医療費控除の対象となります。眼鏡の購入費用は、一般的な近視や遠視の矯正のためのものは医療費控除の対象とはなりません。医師等の治療等を受けるため直接必要なものであれば、医療費控除の対象となります。(所得税基本通達73-3) この場合の医師の治療を受けるため直接必要な眼鏡の購入費用としては、例えば、視機能が未発達の子供の治療を行っている医師が、当該子供の視力の発育を促すために眼鏡の使用を指示した場合において、当該指示に基づいて購入する眼鏡の購入費用や、白内障の患者が、術後の創口の保護と創口が治癒するまでの視機能回復のために一定期間装用する眼鏡の購入費用のようなものがあります。

Q：薬局や薬店などで市販されているかぜ薬は、医療費控除の対象になりますか。医師の処方や指示がある場合に限られますか。

A：医師の処方や指示がなくても医療費控除の対象となります。

医薬品の購入費用は、治療や療養に必要なものであって、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額であれば、医療費控除の対象となります(所得税法施行令第207条)。

したがって、かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用は、医師の処方や指示がなくても、医療費控除の対象となります。

(注) 「医薬品」とは、薬事法第2条第1項《医薬品の定義》に規定する医薬品をいいますが(所得税基本通達73-5)、医師の処方や指示があればすべての医薬品が医療費控除の対象となる医薬品に該当するとは限らないことに注意してください。

Q：共働き夫婦の夫が妻の医療費を負担した場合には、その医療費は、誰の医療費控除の対象になりますか。

A：当該夫婦が生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った夫の医療費控除の対象となります。

医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用することとされており、この場合の配偶者その他の親族の範囲については、所得金額の要件は付されていません(所得税法第73条第1項)。

したがって、所得を有する親族のために支払った医療費であっても、その親族が医療費を支払った者と生計を一にする者であるときは、その医療費を支払った者の医療費控除の対象となります。

Q：突然の陣痛のため、タクシーを利用して入院した場合、そのタクシー代は医療費控除の対象になりますか。

A：今回のケースの場合は医療費控除の対象となります。

病院、診療所、老人保健施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価のうち、病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となります(所得税法施行令第207条)。今回のケースでは病状から見て急を要する場合は医療費控除の対象となります。

また急を要さない病状の場合でも電車、バス等の公共交通機関の無い地域でタクシーを使わざるを得ない場合は医療費控除の対象となります。

Q：病院に支払う入院患者の食事代は、医療費控除の対象になりますか。

A：医療費控除の対象となります。

病院に支払う入院患者の食事代は、いわゆる入院費用の一部であり、入院の対価として支払われるものですので、通常必要なものに限り、医療費控除の対象となります(所得税基本通達73-3)。

(注) 病室に出前をとったり外食をした場合の食事代や、おやつ代など、病院から給付される食事以外の食事の費用は、入院の対価には当たらないことから、医療費控除の対象とはなりません。(所得税基本通達73-3)